

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。
- また、上記陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。
- 上記陳述書（☐にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月19日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 8日から 令和 8年 1月16日まで
開札期日	日 時 令和 8年 1月20日 午前10時00分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月 9日 午前 9時50分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 1月21日から 令和 8年 1月28日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月19日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4,080,000 3,264,000	一括	816,000	44,339	11,207
1	1,250,000				
2	2,830,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 上川郡東神楽町北二条東二丁目
地 番 6 番 6
地 目 宅地
地 積 330.60 平方メートル
- 2 所 在 上川郡東神楽町北二条東二丁目 6 番地 6
家屋 番号 6 番 6
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 70.42 平方メートル
2 階 45.36 平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 車庫
構 造 軽量鉄骨製平家建
床 面 積 約 15.66 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年11月10日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。

（このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。）

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|----------------|
| 1 | 所 在 | 上川郡東神楽町北二条東二丁目 |
| | 地 番 | 6 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 330.60 平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 2 | 所 在 | 上川郡東神楽町北二条東二丁目 6 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 6 番 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 70.42 平方メートル
2 階 45.36 平方メートル |
- (未登記附属建物)
- | | | |
|--|-------|----------------|
| | 種 類 | 車庫 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨製平家建 |
| | 床 面 積 | 約 15.66 平方メートル |



令和 7年(ケ)第 25号
令和 7年10月 6日受理
令和 7年10月 22日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 勝 瀬 康 弘

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 上川郡東神楽町北二条東二丁目
地 番 6番6
地 目 宅地
地 積 330.60平方メートル
- 2 所 在 上川郡東神楽町北二条東二丁目 6番地6
家屋 番号 6番6
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 70.42平方メートル
2階 45.36平方メートル



その他の事項

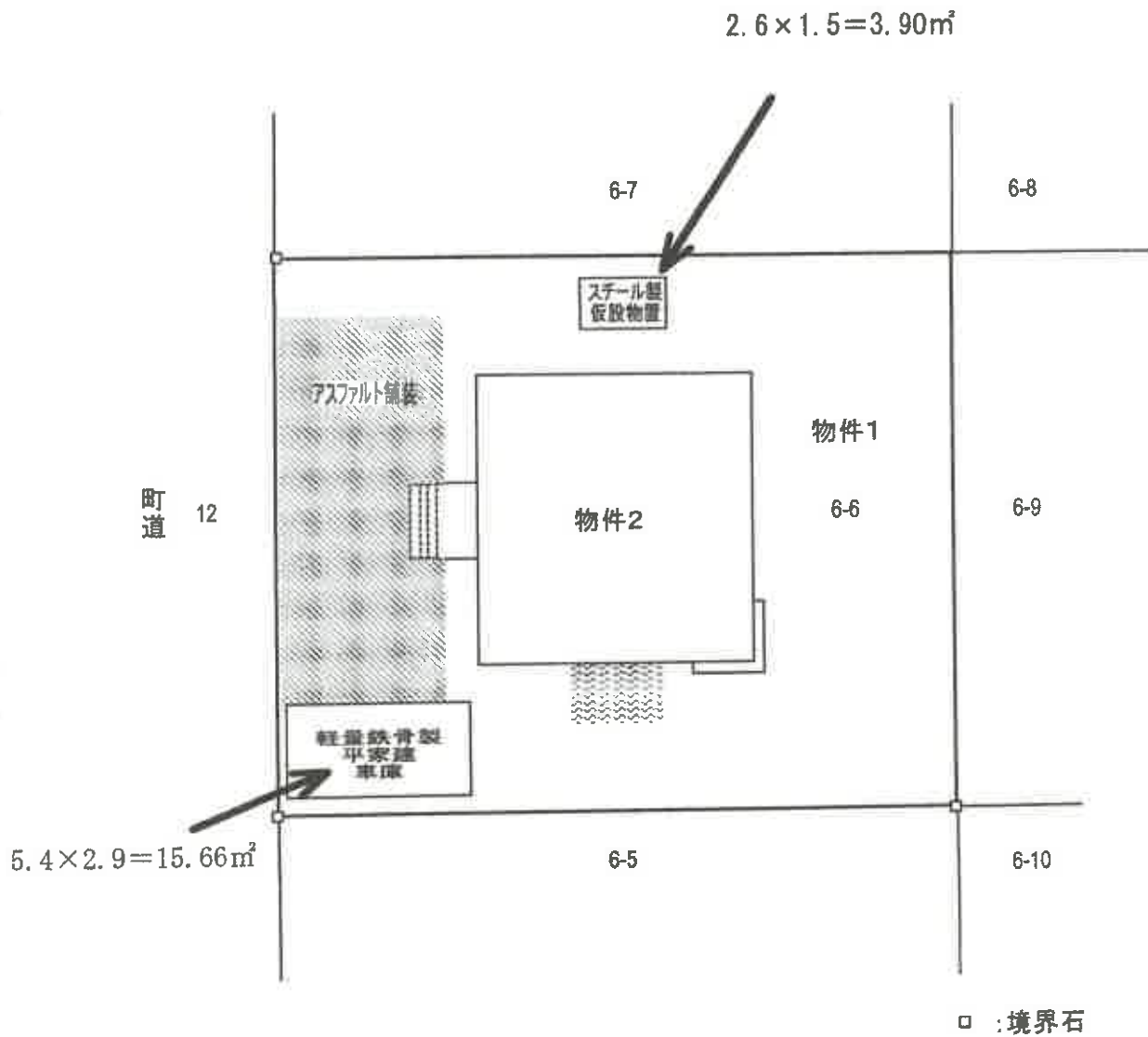
- 1 本件土地には、土地建物位置関係図のとおり境界標（石）が確認できたので、実地において概測した結果、本件土地は概ね公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件土地は、略西側で接面する町道とほぼ等高に接し、隣接する各土地ともほぼ等高に接する平坦地であり、本件建物の敷地として利用されている。
- 3 本件土地の略西側一帯がアスファルト舗装されている。
- 4 本件土地の略北側にスチール製仮設物置（約3.90平方メートル）が置かれている。
- 5 本件建物の玄関先に風除室（約2.02平方メートル）が、本件建物2階の略南側にベランダ（約2.43平方メートル）が設置されているが、その構造上、いずれも本件建物の床面積には算入していない。
- 6 本件建物の略南側にウッドデッキ（約4.86平方メートル）が設置されている。
- 7 本件建物には次のとおりの損傷等が確認された。
 - (1) 1階洗面脱衣所の床に、黒カビが原因と思われる汚損がある。
 - (2) 1階ホールの壁が凹んでいる。
 - (3) 2階洋室1の天窓付近の壁紙が剥離している。
 - (4) 2階洋室2の天窓付近に雨漏り跡が見られる。
 - (5) 2階洋室2の壁が凹んでいる。
 - (6) 風除室前の階段のタイルが剥離している。
- 8 本件建物には、上記の損傷等に加えて、黒カビによる汚損が随所に見られ、全体として経年相当の劣化が存在するものと思われる。
- 9 上記のほかは「関係人の陳述等」のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 本件土地の境界でトラブルになっていることはありません。 2 現在、旭川市内の弁護士に、本件債務を含めた債務整理を委任しているところです。 3 洗面脱衣所に設置されている給湯器は、故障が原因で5年前に交換しています。 4 車庫と物置は、平成14年頃に設置したものです。 5 本件建物内でペットを飼ったことはありません。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月6日 (月) 13:00-13:20	東神楽町役場	税務資料 (建物間取図) 取得
7年10月6日 (月) 13:30-14:00	物件所在地	土地調査、写真撮影、所有者Aから事情聴取
7年10月7日 (火) 16:30-16:40	執行官室	所有者Aと調査期日の調整等 (電話)
7年10月16日 (木) 13:30-14:40	物件所在地	立入調査、写真撮影、所有者A立会
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 本件建物は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせの上で、解錠業者に解錠させて本件建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

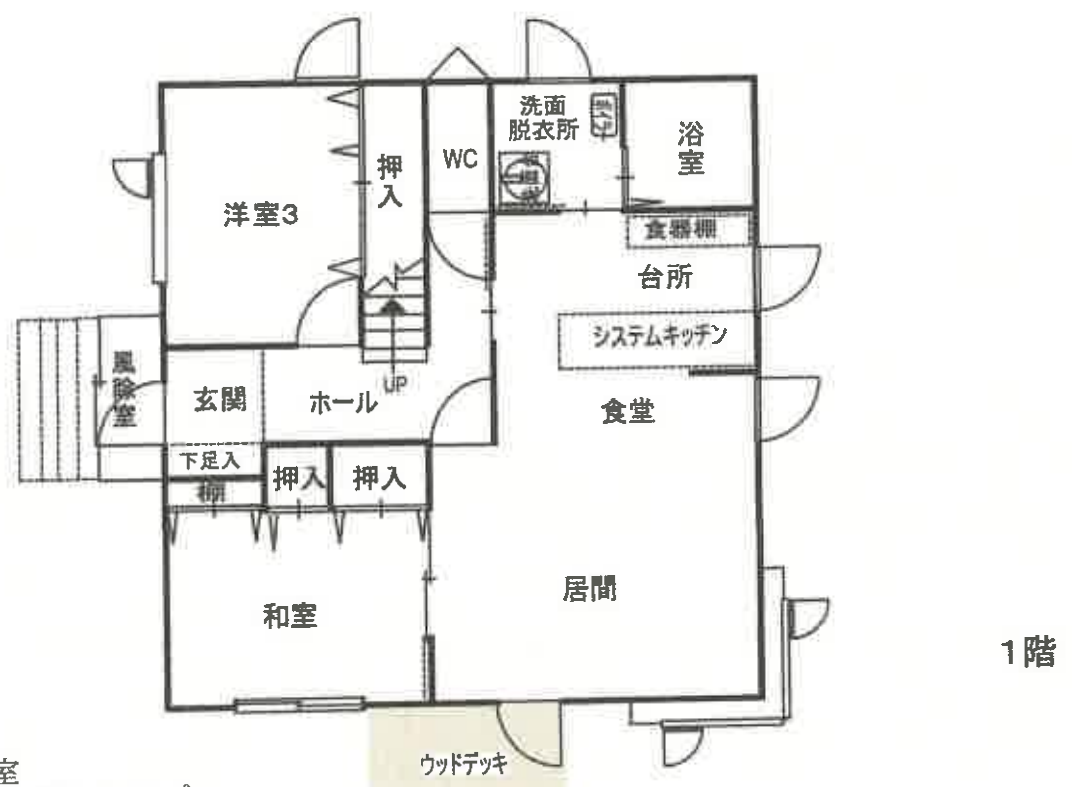
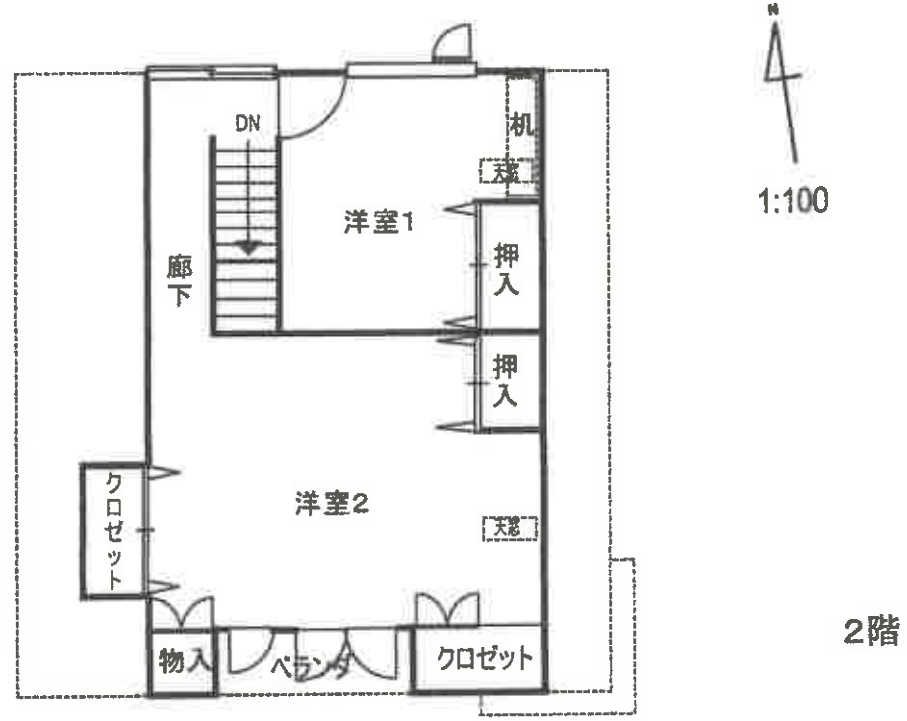


1:200



土地建物位置関係図

これは概略図である



風除室
 $0.9 \times 2.25 \div 2.02\text{m}^2$
 ウッドデッキ
 $1.8 \times 2.7 = 4.86\text{m}^2$

建物間取図
 これは概略図である



1:100



建 物 間 取 図

これは概略図である

1



本件建物の外観、本件土地の形状、軽量鉄骨製平家建車庫

2



本件建物の外観、本件土地の形状

3



1 階居間

4



1 階台所

5



1 階洗面脱衣所

6



1 階浴室

7



1 階和室

8



1 階洋室 3

9



2階洋室1

10



2階洋室2

11



2 階ベランダ

12



2 階洋室 1 の天窓付近の状況（壁紙の剥離等）

13



2 階洋室 2 の天窗付近の雨漏り跡の状況

14



2 階洋室 2 の壁の凹みの状況

15



1 階ホールの壁の凹みの状況

16



1 階洗面脱衣所の床の汚損状況

17



未登記附属建物（軽量鉄骨製平家建車庫）の内部

18



ウッドデッキ

19



スチール製仮設物置

20



風除室前の階段のタイルの剥離状況

令和7年（ケ）第25号
令和7年10月16日現地調査
令和7年10月24日評価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
増村 哲 史

第1 評価額

一括価格	
金 4,080,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 1,250,000 円
物件2（建物）	金 2,830,000 円

- ① 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 地 地	上川郡東神楽町北二条東二丁目 番 6 番 6 目 宅地 積 330.60m ²	左に同じ。（但し境界石は3カ所しか確認できなかったなので地積につき正確には実測を要する。）
2	所 在 地 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	上川郡東神楽町北二条東二丁目 6 番 地 6 番 6 番 6 類 居宅 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 70.42m ² 2 階 45.36m ² (延 115.78m ²)	左に同じ。
番号	特 記 事 項		
	な い		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	J R 函館本線「旭川」駅の南東方道路距離約13.2km、同富良野線「西聖和」駅の北東方道路距離約5.4km、最寄り旭川電気軌道バス停留所「東神楽北1線東」の北方道路距離約500mに位置する。 (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	中規模の戸建一般住宅が多い戸建住宅地域で、地勢は概ね平坦である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40 % 60 % 建築基準法第22条区域 地区計画区域(北町地区・低層住宅地区、最低敷地面積230㎡、壁面位置の指定等)
画 地 条 件	西側間口約16.5m、奥行20mの長方形地で、地勢は概ね平坦である。周辺各隣接地とは概ね等高である。	
接 面 道 路 の 状 況	西側が認定幅8mの舗装町道東5丁目通り線(建築基準法第42条1項1号)に概ね等高に接面する。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の建物等の敷地として利用されている。 目的外建物:なし	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : なし 下 水 道 : あり	
特 記 事 項	①受命物件の土地については、現地調査及び地歴調査の結果等からは土壌汚染の可能性の端緒は確認されなかった。よって本件では、ただちに価格に重大な影響を及ぼす状況ではないと判断し、価格形成要因から除外して評価を行う。ただし、評価人の調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ②本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。 ③外構工事として、アスファルト舗装等がある。 ④一部に雑草や灌木が繁茂している。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区分	主たる建物
建築時期及び 経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成12年6月22日新築 経過年数：約25年 経済的残存耐用年数：約15年
仕様	屋根：亜鉛メッキ鋼板葺 外壁：サイディング等 内壁：ビニールクロス等 天井：ビニールクロス等 床：木フローリング、タタミ等 設備：給・排水、厨房、衛生（浴室、水洗トイレ）、暖房（灯油セントラル）、給湯（灯油）、電気設備等 その他：特別なものはない模様
床面積（現況）	現況床面積は約115.78㎡（登記数量と同じ）
現況用途等	現況用途：第3項目的物件欄記載のとおり 間取：附属資料・建物間取図のとおり（4LDK）
品等	中位
保守管理の状態	内外装の状態は全体としては概ね経年相応であるが、内壁の陥没や部屋の隅の黒カビ、天窓からの雨漏り跡等が散見され、保守管理状態はやや劣る。（その他詳細は「現況調査報告書」を参照）
建物の利用状況	（現況調査報告書参照）
特記事項	①東神楽町建築主事発行の確認台帳記載事項証明書によると、本件建物の新築時には、確認済証（第H11-766号、平成11年11月1日）、検査済証（第H12-113号、平成12年6月30日）が交付されている。 ②未登記の附属建物として、軽量鉄骨製平家建車庫（約15.66㎡）がある。 ③敷地内にはスチール製仮設物置（約3.90㎡）があるが、可搬性を有する仮設物であるので評価上は考慮外とした。 ④風除室（約2.02㎡）、ベランダ（約2.43㎡）、ウッドデッキ（約4.86㎡）がある（床面積には算入しない）。 ⑤占有者談によると給湯器は5年位前に取り替えたとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	11,000	1.01	330.60	1.00	3,673,000

ア 標準画地価格：

第6 参考価格資料記載の公示地等との規準価格及び類似地域所在の取引事例価格との比準価格等を考量のうえ、標準価格を 11,000 円/㎡と査定した。

イ 個別格差： 1.01

(内訳) 外構工事あり+1%、計+1%

ウ 地 積： 330.60 ㎡ 登記数量による

エ 建付減価： 1.00 特に減価を要しないと判断した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価（風除室、ベランダ、ウッドデッキ含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

なお車庫については、観察により以下のとおり直接評価し、主たる建物の価格に加算した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	250,000	115.78	0.16	4,631,000
車庫	—	15.66	—	50,000
建物価格（合計）				4,681,000

ウ 現 価 率： 0.16

定額法を採用し、躯体割合40%（経済的残存耐用年数15年）、仕上設備割合60%（同2年）、観察減価率を20%と査定。

計算式：((15年/40年)×0.4+(2年/27年)×(1-0.4))×(1-0.2)=0.16

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	3,673,000	0.30	法定地上権	1,102,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ,1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)(2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満切捨) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
1	3,673,000	-1,102,000		0.70	0.70	0	1,250,000
2	4,681,000	+1,102,000		1.00		0.70	0
一括価格 (合計)							4,080,000

ウ 占有減価修正：
修正を要しない。

エ 市場性修正：

当該地域における既存住宅の市場性や保守管理の状態等を勘案して査定した。

オ 競売市場修正：

第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量して査定した。

カ その他の控除減価： ない

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（東神楽－2）

所 在：上川郡東神楽町北1条西1丁目305番63
「北1条西1-4-9」

価 格：12,000 円/m²

位 置：JR旭川駅11.0km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：449 m²

供給処理施設：下水

接 面 街 路：南西側10m町道

用 途 指 定 等：第2種中高層住居専用地域、指定建蔽率60%、指定容積率200%

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な既成住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 2,446,440 円

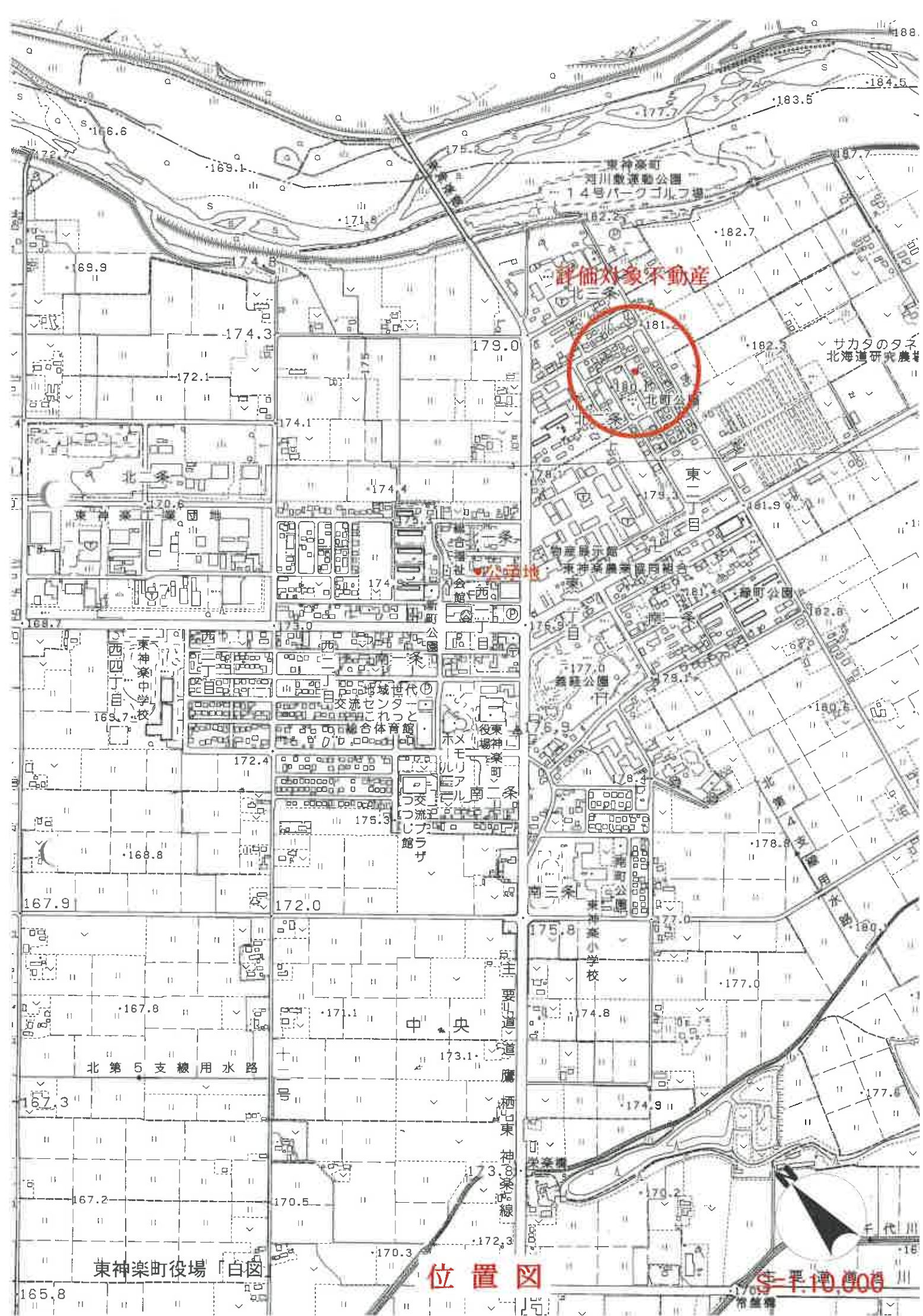
物件2 2,598,338 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図（東神楽町役場「白図」）
- 2 地図に準ずる図面写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上





+16904.084 (座標値種別：測量成果)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区域見出

北二条東2丁目

請 求 部 分	所 在 上川郡東神楽町北二条東二丁目					地 番 6番6			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 番 号 又は 記 号	X II	分 類	地図に準ずる図面	種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	平成10年11月1日				備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

(旭川地方税務局管轄)

令和7年8月18日

福岡法務局

地図整理番号：M75755

登記官

(1/1)

登記年月日：平成10年10月30日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(旭川地方方法務局管轄)

令和7年8月18日

福岡法務局

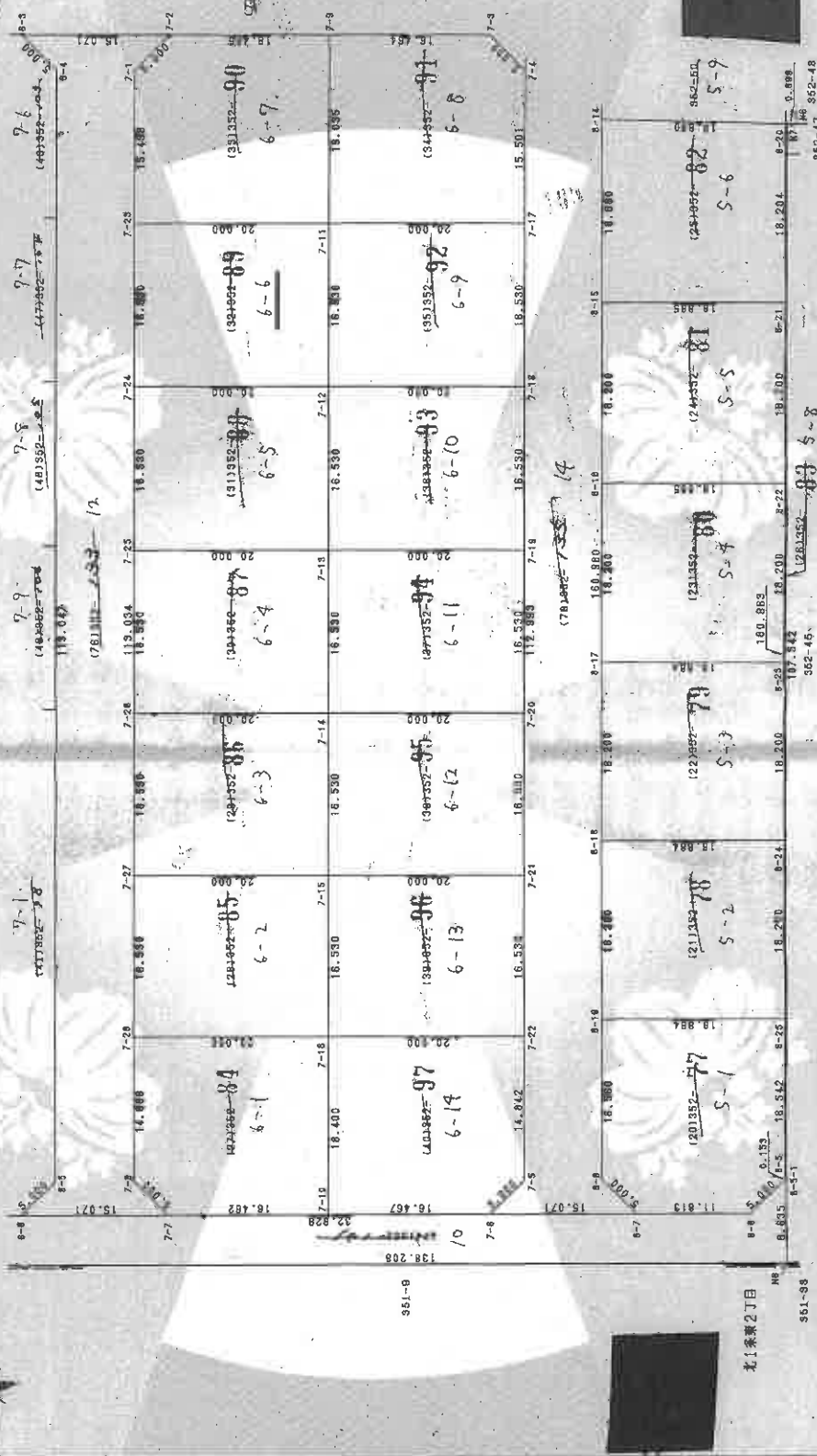
登記官

01406370

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は点名		
	種類	土地家屋調査士専用図	コンクリート標
地番	既設		
	新設		
与点の種類		イ. 公共基準点	ロ. 図根点
		ハ. 登記基準点	ニ.



地番	土地の所在	番	土地積算	所在
352-2-1	上川郡東神楽町北2条東2丁目	352-2-1	1.59	1.59



官公署証明番号	平成	年	月	日
作製者				
申請人				
縮尺	1/500			

(札幌土地家屋調査士会用品)

(平成10年10月22日作製)

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

地図整理番号：M75756

(3/17)

登記年月日：平成10年10月30日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(旭川地方支務局 管轄)

令和7年8月18日 旭川地方支務局

01406378

図号	種類	境界線の種類及び境界線の記号又は点名
01406378	土地家屋調査士専用線	コンクリート線
01406378	既設	
01406378	新設	

与点の種類 4. 公共基準点 5. 図根点 6. 登記基準点

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
7-24		-33573.8103	17261.9727	-33347.681007		20.000
7-12		-33576.7738	17281.7519	231300.695605		16.530
7-11		-33560.4262	17284.2012	333776.937793		20.000
7-23		-33557.4827	17264.4220	-231068.750490		16.530
登記所管理成果				661.201801		
				330.6009505		
				330.60		m

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
7-23		-33557.4827	17264.4220	-315766.276380		20.000
7-11		-33560.4262	17284.2012	274148.172073		16.035
7-8		-33541.6015	17287.0218	367572.211579		16.465
7-2		-33538.1833	17270.7386	-9234.663929		5.000
7-1		-33542.1362	17266.7183	-315970.584859		15.498
登記所管理成果				748.856484		
				374.4282420		
				374.42		m

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
7-11		-33560.4262	17284.2012	-376591.632586		20.000
7-17		-33563.3997	17306.9804	213886.212821		15.501
7-4		-33548.0599	17306.2772	334878.194448		5.000
7-3		-33544.0398	17303.3044	111751.661137		16.464
7-9		-33541.6015	17287.0216	-283275.508151		16.035
登記所管理成果				748.827669		
				374.4638345		
				374.46		m

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
7-12		-33576.7738	17281.7519	-333729.639116		20.000
7-16		-33579.7373	17301.5311	231565.422396		16.530
7-17		-33563.3997	17306.9804	334158.893902		20.000
7-11		-33560.4262	17284.2012	-231333.477281		16.130
登記所管理成果				661.201801		
				330.6009505		
				330.60		m

官公署証明番号 平成 年 月 日

作製者

(平成10年10月22日作製)

(札幌土地家屋調査士会 用紙)

(1/17)

地図整理番号：M75756

図 在 所 地 積 制 地

番 9522-2-36

地 番

土地の所在 上川郡東神楽町北2条東2丁目

図 9522-2-36

旭川地方支務局

旭川地方支務局

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
7-13		-33593.1214	17279.3028	-335832.340439		20.000
7-19		-33598.0849	17299.0818	231532.640719		16.530
7-18		-33579.7373	17301.5311	334111.587225		20.000
7-12		-33576.7738	17281.7519	-231300.695605		16.530
登記所管理成果				661.201801		
				330.6009505		
				330.60		m

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
7-14		-33609.4680	17276.8533	-333635.041762		20.000
7-20		-33612.4325	17296.8325	231499.859043		16.530
7-19		-33598.0849	17299.0818	334084.298348		20.000
7-13		-33593.1214	17279.3028	-231267.913929		16.530
登記所管理成果				661.201801		
				330.6009505		
				330.60		m

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
7-15		-33625.8166	17274.4040	-333587.743084		20.000
7-21		-33628.7801	17294.1832	231487.077367		16.530
7-20		-33612.4325	17296.8325	334016.999871		20.000
7-14		-33609.4680	17276.8533	-231295.132253		16.530
登記所管理成果				661.201801		
				330.6009505		
				330.60		m

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
7-16		-33642.1642	17271.9547	-333510.444407		20.000
7-22		-33645.1277	17291.7338	231434.285891		16.530
7-21		-33628.7801	17294.1832	333988.701194		20.000
7-15		-33625.8166	17274.4040	-231202.350576		16.530
登記所管理成果				661.201801		
				330.6009510		
				330.60		m

縮尺 1/

R10, 2.

登記年月日：平成12年6月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(旭川地方支庁事務所)

令和7年8月18日 福岡支庁事務所

00300667

建築物平面図

6-6

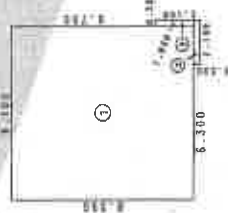
家屋番号

建築物の所在
上川郡東神楽町北2条東2丁目6番地6

1階

床面積			
①	8.100	8.550	69.2550
②	0.300	1.800	0.5400
③	2.100	0.300	0.6300
計			70.4250

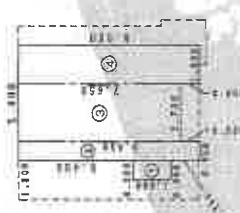
床面積 70.42 m²



2階

床面積			
①	0.900	1.800	1.6200
②	0.900	8.550	7.6950
③	2.700	7.550	20.5950
④	1.800	8.550	15.3900
計			45.3000

床面積 45.30 m²



道路

道路

12



作製者

1/250

申請人

1/500

(旭川市土地家屋調査士会館印)

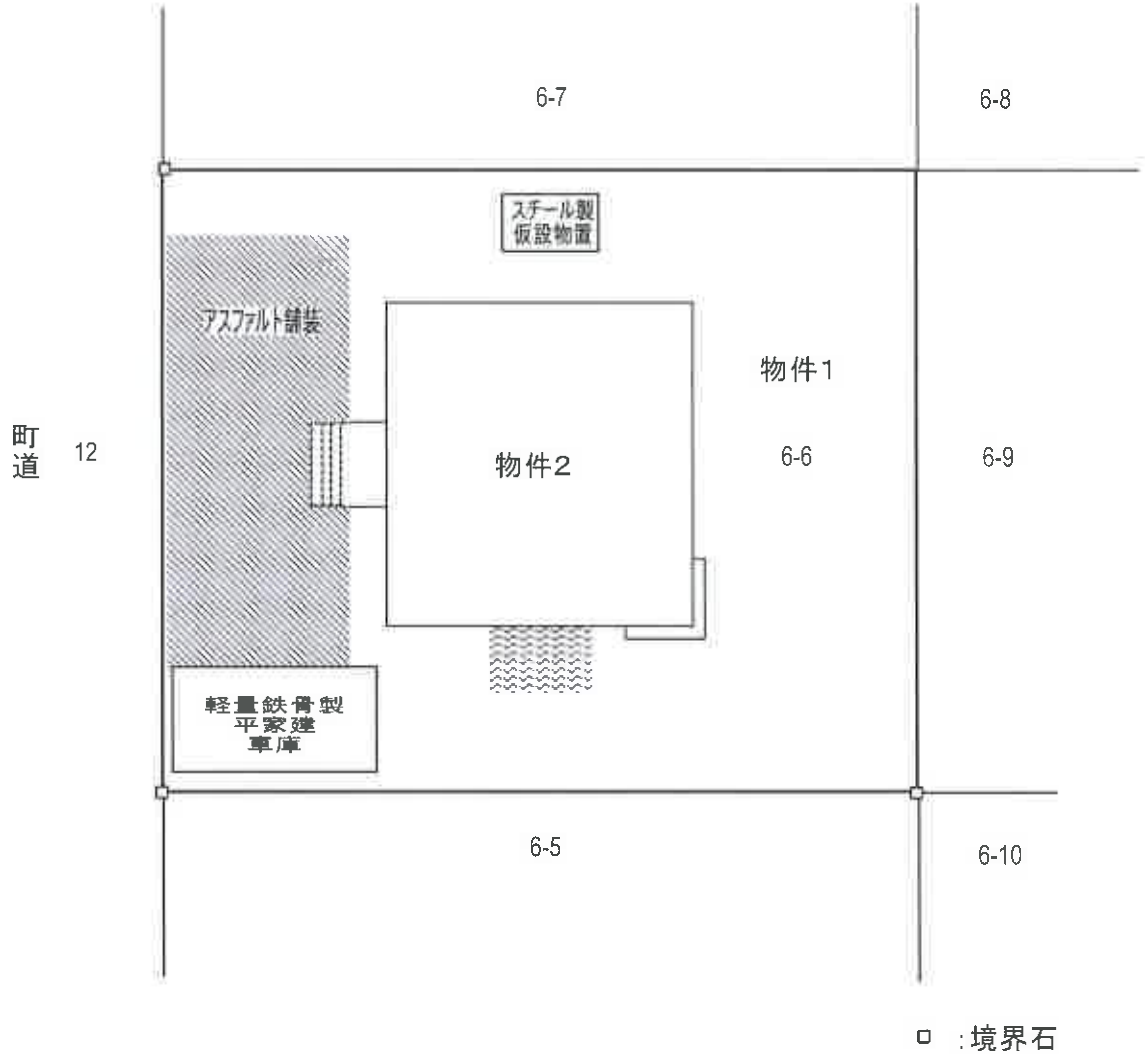
99-9 NO 002677

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

地図整理番号：M75757

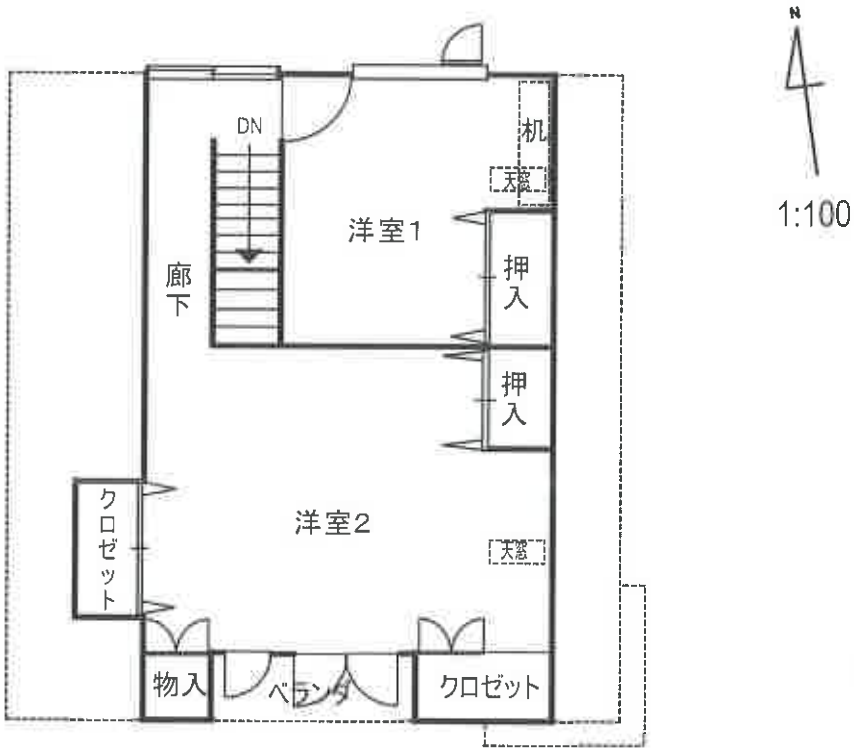


1:200



土地建物位置関係図

これは概略図である



建物間取図

これは概略図である



1:100



建物間取図

これは概略図である